

実務対応報告公開草案第 20 号

「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」へのコメント

経済産業省 商務情報政策局

1. 本公開草案の意義

ソフトウェア取引の透明性を高めるなどの観点から、収益の認識基準が示されたことは評価されるべきものとする。当該実務対応報告の公表は、従来、企業の判断に任される部分が多かった会計基準の適用解釈について一定の方向性を示すこととなると考える。

しかし、その一方で、赤字受注案件に対する損失計上方法の明確化、進行基準の適用にあたっての判断基準、瑕疵担保費用についての引当金計上の必要性など、ソフトウェア取引を巡っては収益の認識基準以外にも会計基準の適用解釈の観点から解決されるべき課題があると認識している。これら未解決の課題についても会計基準あるいは実務対応報告での対応に着手されるよう引き続き検討願いたい。

2. 関係機関との意見交換の重要性

ソフトウェア取引は、現状、既に多様な取引形態が存在し、また、技術の進歩とともに新たな取引形態が発生しやすいというビジネス環境のもとにある。このため、会計処理に関する実務上の課題を検討する際には、特に、貴専門委員会での議論だけでなく、ユーザー企業及びその団体、あるいはベンダー企業及びその団体との意見交換などを通じて、ソフトウェア取引への理解をより一層深めていただくことが必要不可欠であると思われる。

なお、この観点から、経済産業省商務情報政策局としても、ソフトウェア取引の透明性の向上についての課題に取り組んでいる中で、貴専門委員会などの検討などに必要な協力を行ってまいりたい。

3. 個別事項

(1) 『2. ソフトウェア取引の収益認識 (3) 分割検収に関する会計上の論点』

「契約が分割された場合においても、一般的には、最終的なプログラムが完成し、その機能が確認されることにより収益認識されることになる」との記載に関しては、最終的なプログラムの完成を待って売上を計上することが原則であるとの趣旨であると理解してよいか。

そうであるならば、分割検収による売上計上は例外処理であるということを明記した上で、分割検収によって売上計上できる要件を提示することが適切ではないか。

なお、上記の趣旨ではなく、最終的なプログラム完成時及び分割検収時ともに収益認識の

考え方に差異はないという趣旨であるとするれば、システム開発は時系列的な分割、物的な分割双方において、すでに検収された部分であっても、プログラムの修正や金額の変更(遡って金額を修正せずに、最終工程での金額調整も含む)が発生する可能性がないと断言することができない以上、両者が同じ収益認識基準を満たしていると捉えることは適切ではないと考えられる。このように考えると、むしろ、上記の趣旨であることを明確にすることが適切ではないか。

(2) 『2. ソフトウェア取引の収益認識 (3) 分割検収に関する会計上の論点』

分割検収については、契約が一つであっても、一定の成果物が確認可能な出来高に応じて検収することが明記されており、かつ中途での支払金額も予め確定している場合には、分割契約の場合同様に収益の計上が認められても良いと考えられる。この点を明確にすることが適切ではないか。

(3) 『5. 適用時期等』

取引慣行の整備、内部統制の徹底を促す観点からも、早期に適用を図るとの原則、すなわち、平成 18 年 4 月 1 日以後開始事業年度からの適用とするとともに、収益の総額表示については開示の問題としてベンダー企業側でのシステム変更を伴うことが多いことなどにかんがみ、ある程度の然るべき猶予期間を設ける例外を認めることとすることが適切ではないか。

以上